低賃金の役割と

はじめに

までの9年間で125円(18・6%) 年水準に比して直近の2015年 2007年度から顕著にみられ、 つある。 らに実効性を高めることが求めら え、その意義と役割に照らしてさ は、 乓 り組みによって創設され、 86年の中央最低賃金審議会答申 上昇したことになる。一方、19 全国加重平均では前年の2006 の改善傾向は最低賃金法改正年の れており、 れている。 68臨時国会で概ね40年ぶりに改 最低賃金法は2007年の第 翌2008年7月より施行さ 改正最低賃金法の趣旨を踏ま ちなみに地域別最低賃金 当該産業労使の主体的取 地域別最低賃金の水準 漸次改善がはかられつ 以降、 1

> えており、 が求められているといえよう。 に改革的な視点での取り組み強化 最低賃金の取り組みも変革期を迎 改正が行われている特定(産業別) 継続的な取り組みにより毎年金額 本稿では日本における最低賃金 制度の継承・発展のため

意義、 業別 について考察してみたい。 取り組みを振り返りつつ、特定(産 業別最低賃金創設などこれまでの 制度の沿革と金属産業における産 最低賃金を中心にその役割や そして今後の取り組み課題

改正最低賃金法 最低賃金制の沿革と

て以降、 げながら今日新たな段階を迎えて 959年に最低賃金法が制定され 日本における最低賃金制度は、 一定の節目ごとに変革をと

> よう。 いる。 今日が第5期目の変革期ともいえ あえて主観的な区分をすれば

代である。 法制定以降の業者間協定方式の時 第1期は、 1959年の最低賃金

賃金法の規定では、 の確立は、 が制定されて以降となる。この最低 かった。日本における最低賃金制度 制度として確立するまでには至らな されたが、以後当分の間、 1947年に労働基準法が制 1959年に最低賃金法 最低賃金 定

②業者間協定を地域的に拡張適用 ①業者間協定に基づく最低賃金、 した最低賃金、

低賃金、 ④審議会の調査審議に基づく最低

③労働協約に基づく拡張適用の

最

以後設定された最低賃金は①と②、 ことを付記しておく。 れるこの方式に強く反対をしていた いわば使用者側だけの意思で決定さ 当事者である労働者が参加しない、 ったのである。なお、当時の労働組 域の法定最低賃金として確立してい すなわち業者間協定方式が中心で 合は最低賃金の適用を受ける一方の た初任給や最低賃金を当該業種・地 地域ごとの業界団体が定め

併存する形で、今日の地域別最低賃 制の時代で、この時期に当初先行し 金が誕生している。 よる審議会方式に基づく最低賃金 て設定されてきた産業別最低賃金と 第2期は、1968年の法改正に

改正法で第1期の業者間協定方式が 1968年に最低賃金法が改正、

元中央最低賃金審議会委員元電機連合中央執行委員・ あった。 の4つの方式が定められていたが、 加藤 昇

することで、 ゼロだったが、 低賃金の普及をはかることを目的 低賃金審議会で審議のうえ決定す 廃止され、公労使三者構成による最 製造業最低賃金」に象徴されるよう 別最低賃金は、 されることになった。この中で産業 最低賃金が47都道府県全てに設定 である1975年度末には地域別 金は377件、 年の段階では先行した産業別最低賃 低賃金の全国・全労働者適用をめざ 地域ごとに年次計画を策定し、 に、労働省(現厚生労働省)は、産業、 年にこの改正最低賃金法に沿って最 がら、まず産業別最低賃金からスタ 業者間協定方式の経験も活かしな 法に基づく最低賃金の設定は、当初、 とした決定に改められることになっ く方法がとられた。そして、この産 金のくくりとした「機械金属製品等 して取り組むこととした。1970 ートしたのである。 た。この1968年改正最低賃金 適用業種 いわば今日の審議会方式を中心 輸送用機械、 精密機械など)を一つの最低賃 適用労働者を拡げてい (産業)を大くくりに 全ての金属産業 年次計画の最終年度 地域別最低賃金は 電気機械、 なお、 1 9 7 0 一般機 **(鉄** 最

ることになった。 る「産業別最低賃金」と「地域別最 政主導型による決定で、かつ、 る行政主導型の決定方式であり、 業別最低賃金の決定も地域別最低 低賃金」の二つの最低賃金が並存す 対象労働者など決定内容を同一とす 者としていた。こうして、以降、 の適用対象も当該産業の全ての労働 の諮問に基づいて審議する、 賃金同様に行政(地方労働基準局長)

適用

いわゆ

そ

見直しや改善についての検討が求め られることとなったのである。 産業別最低賃金それぞれの役割と 機能のあり方などについて抜本的な こうした中で、 地域別最低賃金と

時代である。 金の今後のあり方についての検討 す方式)のスタートと産業別最低賃 審議会がその引き上げ額の目安を示 金の改定にあたって、中央最低賃金 目安方式 金審議会で審議する地域別最低賃 第3期は、 (都道府県毎の地方最低賃 1978年からの中賃

が統 低賃金制」を共同法案として国会に 公明・民社の4野党が「全国 1975年に、 (総評、 一要求し、 同盟、 当時の社会・共産 中立労連、 当時の労働4団 新産別 一律最

> りになった産業別最低賃金の役割と まり今日に至っている。 中で「中央最低賃金審議会が地域別 れている。 今後のあり方についての検討が行わ の時期に第2期で課題として浮き彫 目安方式』は1978年度より始 ている。こうして、いわゆる、中賃 額の目安を提示する」ことが示され 最低賃金の改定にあたって引き上げ の結果答申をまとめた。この答申の 審議会は2年7か月にも及ぶ審議 られることとなった。中央最低賃金 央最低賃金審議会での審議に委ね 上程した。この法案は可決されず、 「今後の最低賃金制のあり方」は中 併せて、こ

まえ、 賃金への転換等について」) 最低賃金の廃止及び新産業別最低 会の1986年答申 低賃金の運用方針について」)を踏 1982年答申 に関する考え方」)および同審議会 額の決定の前提となる基本的事項 おける 1981年答申 方について、中央最低賃金審議会に きた産業別最低賃金の役割とあり 第4期は、 労働組合の主体的な取り組みに 最終的にまとめられた同審議 こうして検討され (「新しい産業別最 (「現行産業別 (「最低賃金 に基づ

> 創設の時代である。 よって展開された新産業別最低賃金

に、中 設すべく新たな取り組みを積極的に 定 (産業別) れわれが取り組んでいる現在の特 働組合は、 の他の関係産別など当該産業の労 労働組合や現在のUAゼンセン、そ である。そこで、当時の金属産業の 新たな展開をはかることになったの に適用される制度へと姿を変えて、 業」を基本として、「基幹的労働者」 満たした「申出」と「小くくりの産 低賃金は関係労使の一定の要件を て審議が行われ、 で産業別最低賃金のあり方につい れた。この答申に基づき、産業別最 長期に亘って中央最低賃金審議会 -央最低賃金審議会答申が出さ 新産業別最低賃金[わ 最低賃金のこと]を創 1986年2月

る時代の到来だといえよう。 賃金法を踏まえたより実効性の高 最低賃金に向けた新たな展開をはか そして第5期は、 今日の改正最低 推進したのである。

改正ポイントと検討過程 改正最低賃金法の

以来40年ぶりに改正され、 最低賃金法は1968年の改 2 0 0 8 IE.

年7月より施行されている。

度のまま継承されることになった。 とその運用方針については現行制 に改められたものの、制度の枠組み ついては、民事的なルール(民事効) 上げたこと、などが挙げられる。一 限50万円 (改正前は2万円) に引き 低賃金の不払いに係る罰金額を上 実効性を高める観点から地域別最 決定基準を明確にし、加えてその 施策との整合性に配慮する」よう で文化的な最低限度の生活を営む 生計費」に関して、「労働者が健康 ようにする必要がある」との観点か する安全網として十全に機能する ての労働者の賃金の最低限を保障 については、「地域別最低賃金が全 容を列挙すると、【地域別最低賃金】 ことができるよう、生活保護に係る 一つである「地域における労働者の この改正最低賃金法の主な改正内 地域別最低賃金の決定基準の 【特定(産業別)最低賃金】に

設定する意義は乏しい、 年12月に政府の「総合規制改革会 論議に至る契機の一つは、2003 を速やかに検討すべき」とする産業 そもそも今回の最低賃金法改正 「産業別に異なる最低賃金を そのあり方

> である。 含む 題する答申が取りまとめられ、 年半・延べ19回にも及ぶ審議を重ね、 働政策審議会・最低賃金部会)で1 経て、その後設置された審議会(労 れた学識経験者による「最低賃金の する。こうした経緯を踏まえ設置さ 計画」を閣議決定したことに端を発 これを受けた当時の内閣が同内容を 方を規制改革答申の中にもりこみ、 別最低賃金の廃止を意図する考え ぶりの最低賃金法改正に繋がったの 「今後の最低賃金制度のあり方」と あり方に関する研究会」での検討を 「規制改革民間開放推進3カ年 40 年

見が真っ向から対立するなど、 張した継承・発展させるべきとの意 べきとする意見と労働者側が強く主 付記しておきたい。 厳しい審議が続いたことについても おいては、産業別最低賃金を廃止す なお、こうした一連の検討経過に 大変

金属産業における 産業別最低賃金の取り組み 、取り組み体制の沿革

会答申を踏まえ、 金創設への取り組みがスタートした 986年の中央最低賃金審議 新産業別最低賃

> 促進、 実施、 同行動(企業毎の産業分類調査 り組み体制に至っている。 へと引き継がれ、その後、 低賃金を創設するための様々な共 える中で、金属産業に新産業別最 その後、非鉄金属関連産別(資源労 こととなった。この金属最賃会議は、 ための共同した取り組みを展開する を設置し、新産業別最低賃金創設の **賃連絡会議」(略称:金属最賃会議**) 務局による「機械金属関係単産最 産別と金属労協(IMF-JC)事 重機労連・自動車総連・全電線の8 全国金属・全機金・鉄鋼労連・造船 1986年に電機労連・全金同盟 非鉄金属労連)を構成組織に加 最低賃金創設の必要性に関す 企業内最低賃金協定の締結 0)

れた「IMF-JC最賃センター 活動は、2002 年9月に結成さ を進めてきた。この金属最賃会議の 統一した対応方針に基づき取り組み 議の推進、など)を行うとともに、 る単組や支部レベルにおける機関決 今日の取

特定 (産業別) 最低賃 金の

役割と取り組み課題

変革期を迎えているわが国の最低賃 改正最低賃金法を踏まえ、大きな

> いて考察しておこう。 金を中心に今日的な役割と課題に 金制とりわけ特定(産業別) 最低賃

何よりも最低賃金の実効性を高

ズムを形成することによって、より 賃金に影響を及ぼすといったメカニ だといえる。一般賃金の決定が最低 づけて考えることがなによりも重要 賃金を検証しつつ、社会的な賃金決 ーフティネットを定めたものであ 政策的な役割の重要性を認識しつつ との整合性など最低賃金が持つ社会 定義したものともいえる。社会保障 であって、いわば賃金の決定要素を および賃金ならびに通常の事業の賃 賃金は地域における労働者の生計費 域別最低賃金の原則」では、「最低 考える。改正最低賃金法第9条 かりと位置づけておく必要があると 的な賃金決定メカニズムの中にしっ めるうえでは、最低賃金決定を社会 賃金に影響を与え、最低賃金が一般 定メカニズムの中にしっかりと位置 などについても当然あてはまること 原則は、最低賃金だけでなく、春闢 ればならない」とあるが、こうした 金支払能力を考慮して定められなけ そうした観点から勤労者の実態 最低賃金は賃金の最低規制、 セ

特集

額決定に直接結びつけることによっ 結果を特定 齢別最低賃金、 金交渉による企業内最低賃金や年 軸となる様な展開が求められる。 態賃金を尺度とした水準論議が基 るといえる。そのためには、より実 賃金の確立に結びつけることができ 実効性の高い 定(産業別) ムを構築することができよう。 より具体的な賃金決定メカニズ (産業別) 最低賃金の場合は、 (影響力のある)最低 初任給水準の改定 最低賃金の金 賃

組合が基本形態であり、 ているが、 が社会的な拡がりを持って形成され の仕組みや慣行によって、 労働協約と、その社会的な拡張適用 産業別に締結した最低賃金を含む が労働組合組織の基本形態であり、 ヨーロッパに比べて希薄だといわれ 金決定の社会的拡がりという点では 企業内を枠組みとしているため、 ヨーロッパでは産業別労働 日本の場合は企業別労働 賃金決定が 賃金水準 組 賃

決定システム」のひとつともいえ、を超えた「労使参加型の社会的賃金賃金は、わが国では稀有な企業の枠賃金は、わが国では稀有な企業の枠

した 処遇の実現」をめざすことで、 との連動を一層強め、 点での検討が求められている。 を決定するための賃金決定や協約 的労働者に相応しい最低賃金水準 組織の実態を踏まえつつ、より基幹 おいては、 である。なお、こうした取り組みに り組みを基軸にしていくことが大切 務ベースでの個別賃金など) 低賃金や初任給、その他、 の場合も含め、労働協約 めには、 開をはかることができよう。 織労働者の賃金決定と最低賃金制 ところである。最低賃金決定も、 締結のあり方についても、 、公正性を確保するための新たな展 「協約型最低賃金決定」への取 公正競争ケースによる申出 今後、それぞれの産業別 「均等・均衡 (企業内最 改革的視 職種や職 に準拠 そのた

の中で新産業別最低賃金の役割につ 886年答申時に中央最低賃金審 986年答申時に中央最低賃金審 1一般最賃と産業別最賃」と題する 一般最賃と産業別最賃」と題する 一般最賃と産業別最低賃金審 2を季号) に発表している。この論文を季号) に発表している。この論文を季号) に発表している。この論文を季号) に発表している。この論文を手法の中で新産業別最低賃金の役割につ

いる。

では、 を希望するからである」と提起して 化を実現する賃金決定機関の出 行動によって日本の賃金構造の近代 基本は、 産業別最低賃金への転換の考え方の のでなければならない」、そして「新 その最低賃金額は適用労働者に対 的賃金決定機関の設定である。・・・ 労働協約の拡張と団体交渉の補充 賃金決定機構が必要」としたうえで、 少数である。これを埋める何らかの に行われ、横断的な賃金協約はごく 美雄氏はこの論文の中で、「わが国 て注目されるところである。 点ともいえる重要な提起として改め 金の意義とあり方を考えるうえで原 この内容は、特定 いて先を見据えた示唆をしており、 新産業別最低賃金の基本構想は 現実の賃金決定の基準となるも 賃金決定は原則として企業別 (産業別) 労使の自主的 故金子 最低賃 な

がいわゆる非正規労働者となってい加の一途を辿り、今日では4割近く者などのいわゆる非正規労働者が増ます進展し、こうした中で、パートます進展し、こうした中で、パートます進展し、こうした中で、パートます

す重視されるところである。 はよる賃金・所得格差の拡大も顕著による賃金・所得格差の拡大も顕著 になってきている。雇用に関するセ になってきている。雇用に関するセ になってきでいる。雇用に関するセ になってきでいる。雇用に関するセ になってきでいる。雇用に関するセ による賃金・所得格差の拡大も顕著 による賃金・所得格差の拡大も顕著 による賃金・所得格差の拡大も顕著

この役割の重要性を改めて認識する

加藤 昇(かとう・のぼる)

元電機連合中央執行委員・ 元中央最低賃金審議会委員

2000年7月~2008年7月 電機連合中央執行委員/賃金政策部長 [公職]中央最低賃金審議会委員(1999~2009年)、労働政策審議会雇用均等分科会家內労働部会委員(2004~2009年)、労働政策審議会労働条件分科会最低賃金部会委員(2005年~2009年)